

請負耕作の実態を探って

誌名	農林統計研究
ISSN	09161538
巻/号	24
掲載ページ	p. 26-30
発行年月	1973年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



請負耕作の実態を探って

土田 重雄

はじめに

昭和45年末に発表された「農業生産の地域指標」で、北陸は米の主産地としての位置付けが明確になったといえよう。しかし、北陸の水田は水稻単作であり、米価の据え置き、米の生産調整、農村地域工業導入などにより、農家は所得の増大を旨としてますます兼業が深化し、農業労働力が流出している。そのため、大部分の稲作農家は、兼業に従事しながら片手間に稲作経営を行っているが、一部では規模を拡大し、経営の近代化を通じて高生産農業を志向する農家もみられる。しかし、規模を拡大するための耕地の入手は極めて困難である。つまり、ほとんどの農家は、耕地に対する財産的保有意識が高く土地を手ばなさないことと、土地の高騰が著しく、容易に入手できないためである。このように農業経営を営むタイプが土地所有を維持しつつ兼業に専念しようとする農家群と規模拡大または農業機械・施設・自家労働力の有効活用を図るため、経営耕地をふやそうとする農家群とに分解するなかで出現してきたのが相対の全面請負耕作（以下請負耕作）であろう。

石川県の昭和46年度農業調査結果では、受・委託者の総農家に対する割合は、いずれも約2パーセントとなっている。しかし、他の業務統計や有識者の意見を総合すると、現実には少なくとも10パーセントは普及しているものと推測され、農業調査結果との乖離が問題となってくる。

一方、今後、農業構造が変化するとともに、農業生産組織が一層進展するなかで、請負耕作もより増加するであろうと思考し、昭和47年度にその実態をは握するとともに、問題解明のための試行調査を行なった。

請負耕作とは何か

請負耕作とはなにか？ まづ、その定義をはっきりさせておく必要がある。1970年世界農林業センサスの手引によると、

- ① 請負耕作や委託耕作と呼ばれていても、実際は、一般の小作関係と同じと推定されるもの、すなわち、受託者側が自分の生産手段を用いて作物を栽培し、その収穫物を全部自分のものとし、そのかわり耕地の借料、すなわち、地代として、両者の間で前もって決めた一定の金額または、収穫物を委託者側に支払う型態。
- ② 委託者側は、作物の栽培一切を受託者側にまかせ、受託者側は、自分の生産手段を用いて作物を栽培するが、その収穫物は、全部委託者へ側引きわたす。そのかわり、受託者側は、前もって両者の間で決めてある一定の耕作料（請負料とか委託料などと呼ばれる場合が多い。また、それは、現金でも収穫物でもよい。）を受けとるような型態。

この2つの型態を請負耕作と定義されている。なお、作業単位の受・委託は除かれている。

農林統計組織で毎年調査を実施している農業調査においても、前記の定義にもとづいて調査をし

ているが、この試行調査でも定義はそのまま用い、とくに①の型態の実態についての解明を可能とすべく、洩れのないよう注意深く聴きとるよう配慮することにした。

試行調査の部落の選定と調査方法など

北陸地方は、普遍的に請負耕作が進行しているとはいえ、地域的に種々条件が異なるため、請負耕作の型が異なるものと想定し、山間・中間・平坦・市街地周辺に分けて2・3・3・2の計10部落について試行調査を実施することとした。

調査対象をどのようには握するかについて、当初、考え方として、受託者がおればそれに相対する委託者がかならずいるはずだから、調査部落内で受託者を全部リストし、受託者側からその相手側のすべてについて、委託者として聞き取り調査してはどうか、ということで計画したが、委託者が他部落に居住するもの、とくに、大都市などへ転出したような場合は、調査不能となるため、最終的には調査部落内の受・委託者のすべてを調査することにし、あわせて、耕地を委託して転出したものについても調査の対象にすることとした。

調査項目は、受・委託戸数・同面積・同動機および同地代等がは握できるよう調査票を作成した。きぎとりにあたっては、受・委託の該当者に直接面接する方法と、部落の代表者（各農家の耕作事情に精通している人）による一括きぎとる方法とを併用した。

以上のような内容と方法により調査を実施したのであるが、その間に知り得たこと、感じさせられたこと、問題点などについて記憶をたどって述べてみよう。

部落役員は請負耕作の実情をかなりは握している

試行調査を実施した部落のうち、あらかじめ、部落役員（部落長または生産組合長）に通知のうえ訪ねた部落では、それらの代表者は、ほとんど部落内の実情について精通していた。これは、多くの部落では、万雑制度（内容は地方や各部落によってさまざまではあるが、それぞれ、契約講があって部落の一年間における総経費を、農家個々の経営耕地面積や所得額の多少に応じて賦課金を徴収して賄う方法）をとっているため、毎年、田植え後に、その年の農家個々の経営耕地面積を調べているので、個々の農家の実情がわかるということであった。また、万雑制度をとらず年間予算を組んで運営している部落でも、区費（町会費・部落費）を徴収する場合の算出根拠に経営耕地規模を一つの要素にしているため、あらかじめ、その年の経営面積を掌握しているようである。

つぎに、受・委託の動機についても、各農家の状態を知っているため、かなり具体的に答えてくれた。たとえば、あるブリキ屋をしている農家については、昨年までは耕起から整地までと、刈り取り作業については、全耕地について部分請負作業にだしていたが、その後、若いものを雇ってブリキ屋の方に力を入れ、兼業に専念するため、今年からは、全面請負に切り替えたという話題、また、昨年、世帯主が死亡したため、労力の関係で今年は、一部耕地を全面請負にだした、などいろいろな事例について、ほとんど明確に説明してくれた。

役員以外の人でも案外実情にくわしい

ある部落では、役員が不在だったため、ほ場の水管理に通りかかった60歳ぐらいの老人に調査の主旨を話したところ、相当自信ありげに、くわしく部落内の請負耕作について語ってくれた。もっともこの人は、農業一本でとおしてきた人であり、かつ、その部落は平坦地で、基盤整備も実施済みのうえ、部落の耕地が分散せず、比較的かたまっているなど請負耕作の話題をひき出すための条件がそろっていたともいえよう。また、以上のように条件が揃っていないくとも、農業に専念している

ような人にきくと案外部落の実情にくわしかった。

個別調査で出現率が低いのは何故か

はじめにのべたように、請負耕作の出現率が低いように思われるが、なぜ低いのか。調査をする側からみた場合、請負耕作の定義である①の型態は、端的にいうと「ヤミ小作」のことであって、北陸では、ほとんどの型態が多く、②の型態について稀少である。しかし、農家の請負耕作という概念が単純で、単に請負耕作という言葉で尋ねれば、②の型態のものや、受託組織が請負しているものだけが請負耕作という答ではねかえり、相対の請負いは、ヤミの小作関係であるから、請負耕作ではないと考えているものが多いことが、請負耕作の出現率を低くしているのではないかとと思われる。したがって、これらの現象は、農家が農地法による手続きをとらずに相対の請負耕作をしておるもので、もともと従来の小作関係と同じ型態であるため、「小作」であって、近頃いわれている「請負い」という概念ではないと考えているためであるという認識を持つに至った。

昭和46年の農業調査の手引による請負耕作の説明では、「請負料や委託料を支払って、他人に作物の全栽培期間にわたり耕作させている家、および請負料や委託料をうけて耕作している家があれば、その面接の多少にかかわらずききとって記入する」となっており、さらに、請負耕作に含めないものとして「小作料を受取って小作させている場合、および支払って小作している場合は除く」とあるが、この場合の小作関係は、法定小作料のことで農地法の手続きをとっている小作関係であると思われるが、ヤミ小作については、請負耕作として理解をすべきかどうか、見解の統一が不十分な意志統一のため、職員間においても論議のあったところであり、農家の意識が小作関係であると認識しておれば当然小作料を支払っている、または小作料を受けとっているという考え方に立っているわけで、請負耕作という概念では出現しない結果となったわけである。

それでは、なぜ、農家が法的手続きをとらないのかといえば、戦後行なわれた革命的な農地改革がまだ頭に残っており、農地を財産的土地所有と考えている限り、法的手続きをとれば、地主側が何かと権利問題などで制約を受けるという、わずらわしさが生じることと、土地の高騰ブームをはじめ、農業情勢の変化に即応できる態勢を常に保持するため、土地を手ばなさず、最大に活用して収入をあげるなど、農民の知恵がこのような型態をうまれさせたものと考えられる。

一方、調査される側、すなわち、農家サイドからみた場合はどうであろうか。試行調査へ出かけた際、雑談的な話のなかで、つぎのようなことが感じられた。

前にものべたように、北陸における請負耕作料は、ほとんど相対による小作関係、つまり、農地法第3条による農地の賃借権などの権利を設定し、都道府県知事または農業委員会から許可を得ることなく、同第25条による契約を文書化することもなく、当事者が相対で、しかも多くは、口頭約束により受・委託しているものである。このように、法的手続きをとらずに実施しているため、一般には「ヤミ小作」と呼ばれ、農家自身が脱法行為であると意識しているため、調査にあたって出現率が低くなるのではないかとの意見もあった。しかし、今日では、このような請負耕作が普遍的に進行してきたため、農家における脱法行為の意識はうすくなってきたと感ぜられる。

それでは、なぜ調査した場合、請負耕作として出現しないのかというと、かなり地代（耕地の借料）を決めるとき条件によって出現する場合と、出現しない場合があるように思われた。請負耕作における地代は、地方の種々の条件や個々の農家の事情において千差万別であるが、それを定める時点でいろいろな条件が加味されている。若干例を挙げると、

- (1) 受託者は、他人から委託された面積を、そのまま自分の耕作面積として申告し、所得税は勿論、市町村民税、部落万雑を受託者が支払っている型。なかには上記以外に土地基盤整備の年

賦償還金や、固定資産税までも受託者負担という例もあった。

- (2) 田を全面積委託した場合、ほかに畑などもなく、例外規定農家の条件をそろえていないものは当然、非農家になるが、そのような場合、農業委員などの選挙権が失なわれることを防ぐため、一定の面積を委託者が耕作しているかのように申請している型。
- (3) 所得税など合算すると累進課税となり、税率が高くなるなどの関係で、受託者は表面、受託者の形をとらず一切の委託者が耕作している形をとるようにあらかじめ約束して受託をしている型。
- (4) 部落万雑は、その部落の在住者と、入耕作をしている他部落の者との間に賦課基準に格差があり、一般には入耕者が割高となっているため、他部落の農家に委託した場合、耕作名義は、委託者側にしておく型。

など、まことに型態は複雑である。以上のうち、(1)のような場合は農業動態調査で一応出現すると思われるが、(2)以降のものについては、受・委託者とも実態を表面にださない場合が多い、調査上出現しがたいものと思われる。

請負のとり扱いいかんで多くなる総農家数

前項(2)のに該当するような場合は、定義からいえば離農農家であるはずのものが、表面上は農家となって申請されており、調査に際しても農家として取り扱われ易いため、総農家数は実際の農家数より多目に集推計される可能性がある。

受託農家だけの部落もある

これは、極端な例ではあるが、ある町村で買物街の中心をなす集落に隣接している部落では、請負耕作を受託農家のみが該当し、委託者は1戸も出現しなかった例があった。これは、町の中心的な部落には商店や小規模企業者など自営業者が多く、食糧事情の変化などにより水稲耕作がわずらわしくなり、最近では、隣接した身近な部落へ全面委託にだすケースが多くなった。隣接部落で受託している農家は、それら自営業者と日常懇意にしている関係もあって、やむを得ず引き受けたものが多いということであった。

北陸では委託者より受託者が多い

農業調査で、毎年調査している全面請負耕作の受・委託者数をみると、全面的に委託者数が受託者数を上回っている。昭和47年農業調査結果をみても、北陸を除く各地域はすべて委託者数が多い（県別では、山形県が受託者数の方が多い）が、北陸のみが逆現象（福井県だけが委託者数の方が多い。）で受託者数の方が委託者数より多くなっている。

受託者数と委託者数の多少については、委託者側の団地数や、委託にだす型態……たとえば、総面積を委託する場合と、一部面積を委託するもの、および総面積を委託する場合でも凶地数やその面積の大小などによって分割委託する場合等が考えられる。試行調査結果では、委託者が数団地を委託にだしたが、それを全部受託する相手が少なく、それぞれの団地に隣接するほ場を耕作している農家が受託するケースが多かった。このようなことから、受託組織があっても全面受託する生産組織的発展の少ない地方ではとくに、相対的請負耕作が進行している。したがって、北陸のような地方では、委託者より受託者が多くなり、全面受託の受託組織が発展し、相対的請負耕作の少ない地方では、受託者より委託者が多くなるのではないかと考えられる。

む す び

以上、記憶をたどりつつ思いだすままに記したが、この調査を通じて感じたことは、農家の所得源にかかわるようなプライバシー事項を、個別調査で実態をは握することは、大変むづかしいものだということであった。今後、この種の調査を実施する場合の参考として何らかのプラスになる点があれば幸である。

(石川支部)